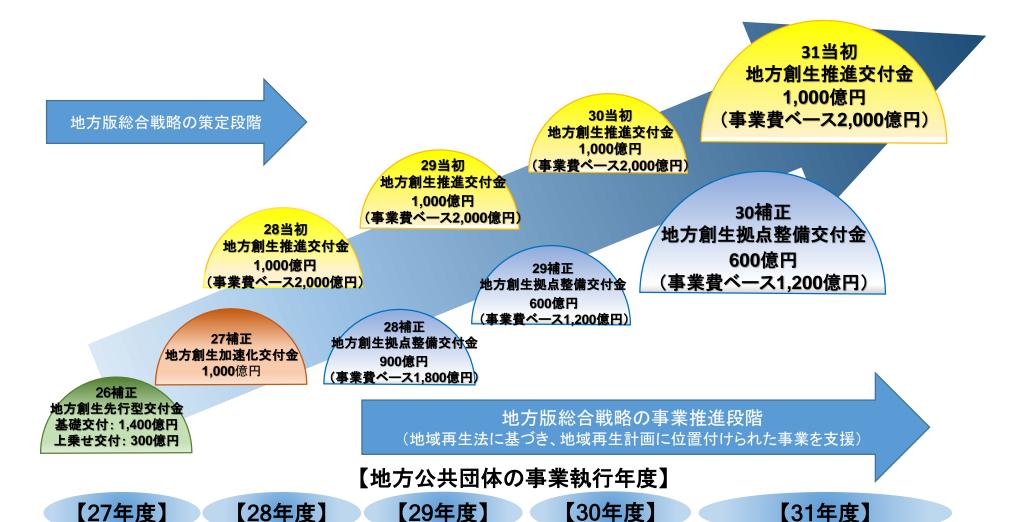
地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について

2019年4月24日 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局

地方創生関係交付金の概要(イメージ)

- 〇自治体の<u>自主的・主体的</u>な取組で、<u>先導的</u>なものを支援
- OKPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



1

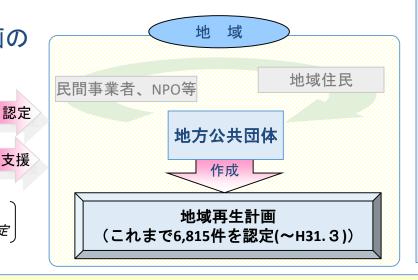
地域再生制度の概要

- 地域再生法 (平成17年法律第24号)
 - ○地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、 認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の 再生に関する取組を支援
 - ○地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生 活環境の整備」が3本柱
 - 〇地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プ ラットフォームとして機能
 - 〇計画認定には、地域再生基本方針(閣議決定)への適合を確認
- 〇 地域再生計画の 認定プロセス

内閣総理大臣認定 関係行政機関の同意

支援

計画申請は年3回 申請から3月以内に認定



主な支援措置メニュー

- ■地域再生法に基づく支援
 - ①地方創生推進交付金
 - ②企業版ふるさと納税
 - ③地域再生支援利子補給金
 - 4企業の地方拠点強化の促進に係る課税の 特例等
 - ⑤エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・ 交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)
 - ⑥商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達 の特例等
 - (フ)「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例
 - ⑧「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑨農地等の転用等の許可の特例 (その他:特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」と、個別の地 域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」、これら2 つの法律が両輪となって地方創生を推進

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

- 1. 地方創生推進交付金: 地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
- 2. 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税): 地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
- 3. 「生涯活躍のまち」制度:中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正:地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、 地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

[第1号イ関係]地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、 結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- 総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI (重要業績評価 指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施 される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も 対象

[第1号口関係] 道、汚水処理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに 2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

〇 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる"先導的"な事業について

- "先導的"な事業 (=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
 - ・ 先駆的・ 優良事例の 横展開を図る事業
 - ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正:地域再生計画の作成・課税の特例

〇 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

・総合戦略を策定した都道府県、市区町村 (ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等 に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から 寄附を受けて行う事業
- ・KPI (重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業
- 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、 法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

- ※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)
 - ・寄附額の下限は10万円
 - ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
 - ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

- 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進
 - ・寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
 - →現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を 負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- ・法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得税割額の20%が上限)
- ・法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除

(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

・法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

○まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版(平成30年12月21日閣議決定)

※地方創生関係交付金の関連部分抜粋

地域再生法に基づく法定交付金である地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的に実施する複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2019年度の地方創生推進交付金の運用に当たっては、UIJターンによる起業・就業者創出等に向けた新たな支援も行うとともに、2018年度から、地方の代表の参画を得て開催することとした「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、地方創生を更に加速させる観点から必要となる改善策として、中枢中核都市向けの交付上限額の新設、新規事業の申請上限数の見直し、企業版ふるさと納税との併用等の措置を講じる。

平成30年度第二次補正予算において計上された<u>地方創生拠点整備交付金により、</u> 地域経済の活性化のため、地方公共団体が進めている「地方版総合戦略」に基づく 自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら、 先導的な施設整備等の取組を支援する。

地方創生推進交付金について

地方創生推進交付金 (內閣府地方創生推進事務局)

31年度予算額 **1,000億円** (30年度予算額 1,000億円)

事業概要•目的

- 〇地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。
 - ①<u>地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的</u>で先導的な事業を支援
 - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定 「PDCA サイクル」 の確立

※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ

玉

都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

交付金(1/2)

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、 中核的人材の確保・育成
 - 例)しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、 地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、 小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住・起業・就業支援)
 - ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策 例)地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、 地域における社会的課題の解決に取り組む起業、 現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

〇地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(概ね5年程度)を 作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

①交付上限額(事業費ベース)及び新規事業の申請上限件数の見直し

<u> </u>	初光手术等于明工队门级等是EU	
	交付上限額	申請上限件数
都道 府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	<u>原則9事業以内</u> 【現行:7事業】 (<u>うち広域連携:3事業</u>)【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※ <u>中枢中核都市</u> <u>先駆 5.0億円</u> 【新設】 <u>横展開1.7億円</u> 【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 (うち広域連携:1事業)【現行どおり】 ※ <u>中枢中核都市</u> 原則7事業以内【新設】 (<u>うち広域連携:2事業</u>)【新設】

- ②企業版ふるさと納税の併用
 - ・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。6

地方創生推進交付金の申請要件

く先駆タイプ>

・事業期間:5か年度以内

·交付上限額(事業費ペース):都道府県6億円、中枢中核市5億円、市区町村4億円

(申請要件1)

• ふさわしい具体的なKPI(重要業績評価指標)を設定し、PDCAサイクルを整備する(効果 検証と事業見直しの結果の公表を含む)。

(申請要件2)

• 事業内容や手法等について、<u>①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つ</u> <u>の要素が全て含まれる。</u>

<横展開タイプ>

・事業期間:3か年度以内

・交付上限額(事業費ベース):都道府県2億円、中枢中核市1.7億円、市区町村1.4億円

(申請要件1)

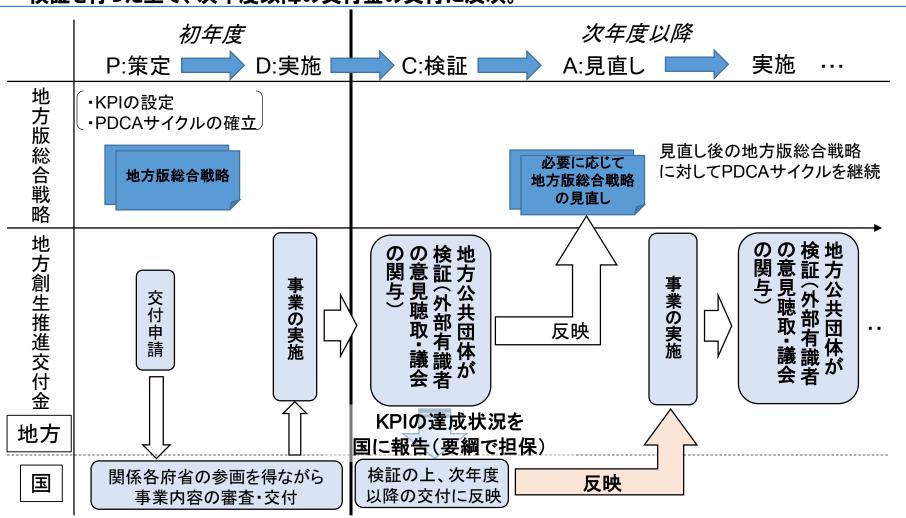
・ ふさわしい具体的なKPI(重要業績評価指標)を設定し、PDCAサイクルを整備する(効果 検証と事業見直しの結果の公表を含む)。

(申請要件2)

• 事業内容や手法等について、<u>①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携</u> の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれる。

地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- ○地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定した KPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- ○地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、 検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



地方創生推進交付金の事業実施ガイドラインの概要

ガイドラインのねらい

地方公共団体に向けた、①今後の新事業の企画・立案や、②実施中の事業の効果検証・改善などの参考資料 ガイドラインURL(平成31年4月15日公園

交付金事業のねらい

ガイドラインURL(平成31年4月15日公表) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/ h310415suisin_guideline.pdf

自立性

将来的に本交 付金に頼らず に、事業として 自立していくこ とが可能となる 事業であること

官民協働

- 民間と協働して行う事業であること民間からの資金
- 民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい

地域間連携

公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること

• 関係する地方

政策間連携

複数の政策を 相互に関連づ けて、地方創 生に対して効 果を発揮する 事業であること

事業推進主体 の形成

事業を実効的・ 継続的に推進 する主体が形 成されること

地方創生人材の確保・育成

新たな人材の 育成や確保に 取り組む好循 環が生まれる ことが望ましい

KPIの設定について

視点1:「客観的な成果」を表す指標であること

視点2: 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3:「妥当な水準」の目標が定められていること

事業の実施手順

目標の確 認 手段の企 画 KPIの選 定

目標水準 の設定

事業実施

事業評価

事業改善

PDCAの段階ごとの工夫や留意点の解説、事業分野別の具体的取組み事例の紹介など

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

- 地方創生推進交付金は、これまで、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援すべく運用してきた。
- 地方創生を更に加速させるため、本交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を 2018年11月以降開催してきている。

1. 構成

有識者	◎辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授、 田口 太郎 徳島大学総合科学部准教授
地方公共団体 の実務者	柿沢 昌弘 富山県理事・総合政策局次長・企画調整室長 北村 幸彦 北海道網走市企画総務部企画調整課長 長谷川 尚洋 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長 海老澤 督 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事 我山 博章 三重県名張市総務部長 眞木 伸浩 京都府井手町地域創生推進室理事・室長
国の実務者	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 次長、参事官 内閣府地方創生推進事務局 審議官、参事官

◎…座長

2. 検討経過とスケジュール

2018年11月13日 第1回検討会

12月7日 第2回検討会

12月21日 中間取りまとめ

2019年 1 月23日 第 3 回検討会

3月28日 第4回検討会

4月23日 第5回検討会

5月頃 最終取りまとめ

<平成31年度からの運用改善>※中間取りまとめを受けた対応。

①中枢中核都市向けの交付上限額の新設

• 先駆 : 都道府県3億円、中枢中核都市2.5億円、 市区町村2億円

• 横展開:都道府県1億円、中枢中核都市0.85億円、市区町村0.7億円

②新規事業の申請上限数の見直し

·都道府県 : 7事業以内→9事業以内

· 中枢中核都市: 7 事業以内(新設)

市区町村 : 4 事業以内→5 事業以内

③企業版ふるさと納税との併用・インセンティブ付与

쑄

これまでの地方創生推進交付金の運用弾力化(まとめ)

(1)新規申請事業数

	平成28年度第1回募集	平成28年度第2回募集	平成29~30年度	平成31年度
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携:1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携:2事業)	原則9事業以内 (うち広域連携:3事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携:1事業)	最大4事業 (うち広域連携:1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携:1事業)	原則5事業以内 (うち広域連携:1事業) ※中枢中核都市は、 原則7事業以内 (うち広域連携:2事業)

(2)交付上限額

- <u>/ // </u>	HF4			
	平成28年度	平成28年度 平成29年度		平成31年度
都道府県	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費0.75億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円
市区町村	先 駆 国費 1 億円 横展開 国費0.25億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円	先 駆 国費 2 億円 横展開 国費0. 7億円 ※中枢中核都市は、 先 駆 国費2. 5億円 横展開 国費0. 85億円

(3)ハード事業割合

28年度第1回	28年度第2回	29年度	30年度~
年度ごとの事業 費に占めるハー ド事業の割合が 概ね1/2未満	複数年度計画を 通じた総事業費 に占めるハード 事業の割合が概 ね1/2未満	複数年度計画を通じた 総事業費に占めるハー ド事業の割合が、原則 として、概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能。(事業数:都道府県は年間2事業まで、市区町村は年間1事業まで)

(4)交付決定時期の早期化

28年度第1回	28年度第2回	29年度第1回	29年度第2回	30年度第1回	30年度第2回
8/30	12/22	継続:4/1 新規·変更:5/31	11/7	4/1	8/31

地方創生推進交付金(先駆・横展開タイプ)の活用状況(平成28年度~平成31年度)

	都流	直府県分	市区	区町村等分	2	計
	事業数	採択額	事業数	採択額	事業数	採択額
	(件)	(千円)	(件)	(千円)	(件)	(千円)
北海道	20	1,559,775	194	6,368,086	214	7,927,861
青森県	18	1,199,714	34	1,144,775	52	2,344,489
岩手県	15	957,214	51	1,233,961	66	2,191,175
宮城県	7	1,559,353	46	1,667,859	53	3,227,212
秋田県	21	1,337,218	31	705,965	52	2,043,183
山形県	15	1,879,802	50	1,947,414	65	3,827,216
福島県	20	2,493,752	51	1,492,863	71	3,986,615
茨城県	20	1,436,982	55	1,520,709	75	2,957,691
栃木県	17	1,321,438	60	1,036,712	77	2,358,150
群馬県	15	1,763,266	35	846,796	50	2,610,062
埼玉県	11	423,129	44	1,340,695	55	1,763,824
千葉県	7	254,450	66	1,961,104	73	2,215,554
東京都	3	182,643	33	718,506	36	901,149
神奈川県	16	718,450	50	1,469,604	66	2,188,054
新潟県	12	2,367,416	57	3,114,986	69	5,482,402
富山県	12	2,433,438	45	1,504,502	57	3,937,940
石川県	7	1,947,837	27	1,845,235	34	3,793,072
福井県	11	1,398,185	31	938,357	42	2,336,542
山梨県	9	574,287	26	534,930	35	1,109,217
長野県	18	805,695	129	4,111,911	147	4,917,606
岐阜県	25	2,561,136	59	1,786,208	84	4,347,344
静岡県	13	1,382,316	62	1,953,739	75	3,336,055
愛知県	18	1,310,795	86	1,782,434	104	3,093,229
三重県	13	950,693	38	1,000,011	51	1,950,704

	都		市区	区町村等分	-	合 計
	事業数	採択額	事業数	採択額	事業数	採択額
	(件)	(千円)	(件)	(千円)	(件)	(千円)
滋賀県	12	1,325,628	28	1,125,030	40	2,450,658
京都府	21	3,963,299	42	3,761,471	63	7,724,770
大阪府	8	531,588	61	2,387,736	69	2,919,324
兵庫県	25	3,511,423	74	2,570,153	99	6,081,576
奈良県	15	1,442,081	66	1,313,685	81	2,755,766
和歌山県	12	820,504	42	1,440,787	54	2,261,291
鳥取県	18	2,037,912	25	1,044,419	43	3,082,331
島根県	12	2,298,915	27	844,992	39	3,143,907
岡山県	11	1,483,234	65	2,865,333	76	4,348,567
広島県	10	1,231,118	43	1,388,915	53	2,620,033
山口県	16	2,284,154	39	1,736,232	55	4,020,386
徳島県	8	2,132,860	32	1,234,491	40	3,367,351
香川県	15	1,302,565	22	297,180	37	1,599,745
愛媛県	12	1,633,847	34	1,947,741	46	3,581,588
高知県	16	2,447,169	44	1,677,397	60	4,124,566
福岡県	12	3,021,320	69	3,414,665	81	6,435,985
佐賀県	15	1,123,572	19	651,122	34	1,774,694
長崎県	14	2,968,308	26	2,329,066	40	5,297,374
熊本県	23	1,793,651	54	1,868,633	77	3,662,284
大分県	15	1,223,813	43	1,151,054	58	2,374,867
宮崎県	16	927,329	26	761,368	42	1,688,697
鹿児島県	16	1,501,786	53	1,234,538	69	2,736,324
沖縄県	10	503,895	11	219,771	21	723,666
合計	675	74,328,955	2,305	79,293,141	2,980	153,622,096

地方創生関係交付金の効果検証の概要

1. 趣旨

地方創生に向けた先導的な事業における効果的な事業評価及び課題分析の手法をとりまとめ、地方創生関連交付金の活用事例の横展開、地方公共団体における新規事業の設計・立案、有益な効果検証につなげていくことを目的として、平成29年度より地方創生関係交付金にかかる効果検証事業を実施している。

2. 効果検証の手法

1) 有識者による検討委員会の設置

地方創生に関する外部有識者からなる検討委員会を設置・開催し、その監修のもとで実施している

◇検討委員(敬称略・50音順)

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

阿部 正浩 中央大学経済学部教授(平成30年度~)

石堂 正信 公益財団法人交通協力会常務理事

坂井 文 東京都市大学都市生活学部教授

図司 直也 法政大学現代福祉学部教授

福井 隆 東京農工大学大学院客員教授

(座長) 松原 宏 東京大学大学院総合文化研究科教授

見並 陽一 株式会社びゅうトラベルサービス顧問

2) 地方公共団体の事業実施報告による調査分析

各地方公共団体あてに調査票による悉皆調査を実施し 結果を分析

- ①KPIの実績に関する分析
- ②交付金全体の効果分析

3) 好事例等に関する事例研究

- 2)の調査結果を元に一部団体に詳細な調査を実施
- 1)詳細調査
- ②フィールド調査

3. 効果検証の対象

1) 平成29年度の効果検証

- ① 地方創生加速化交付金(3,602事業)
- ② 地方創生推進交付金(平成28年度新規事業)(1,584事業)

2) 平成30年度の効果検証

- ① 地方創生推進交付金(平成29年度継続・新規事業)(2,823事業)
- ② 地方創生拠点整備交付金(1.133事業)

4. 平成29年度の効果検証結果

- 1)事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果
- ・地方創生加速化交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は78%。

事業費(約897億円)に対する経済波及効果は約1.7倍(直接効果約872億円、間接1次波及効果約607億円)。

・地方創生推進交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は84%。

事業費(約419億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約405億円、間接1次波及効果約280億円)。

2)事業成果

・本事業結果を「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」としてとりまとめ、公表(2018年4月27日)

5. 平成30年度の効果検証結果

- 1)事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果
- 地方創生推進交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は81%。

事業費(約928億円)に対する経済波及効果は約1.6倍。(直接効果約892億円、間接1次波及効果約631億円)

地方創生拠点整備交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は52%。

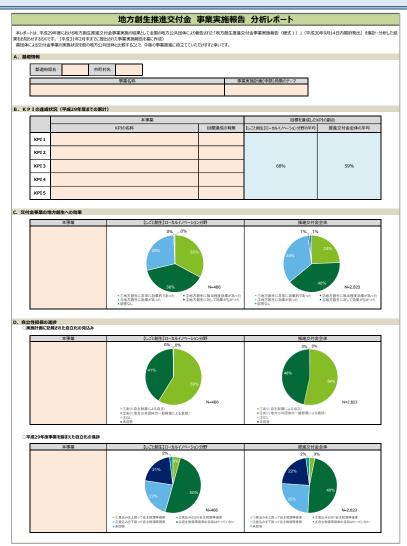
事業費(約1,300億円)に対する経済波及効果は約1.9倍。(直接効果約1,290億円、間接1次波及効果約1,160億円)

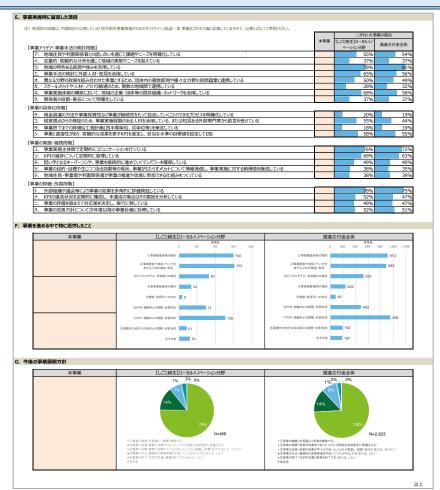
2)事業成果

- 事業実施報告における自らの回答と全団体の回答とを比較分析した「事業実施報告分析レポート」を作成し、各団体に送付
- ・本事業結果を踏まえ「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」を改訂の上、公表(2019年4月〇日)

地方創生関係交付金 事業実施報告 分析レポート

- 地方公共団体から回答された事業実施報告について、当該団体の回答と全体の回答とを比較分析した「事業実施報告分析レポート」を作成し、 各団体にフィードバック。
- 各団体が自らの交付金事業の実施状況(KPIの達成状況、自立化の見込みなど)を他の地方公共団体と比較し、事業プロセスにおいて自分たちが不足している項目や優れている点等について、客観的に認識することを促し、今後の交付金事業のさらなる改善を促進。





KPI達成状況の分析①

- 「適切なKPI設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施の有無によって、KPI達成率に大きな差。これらの取組がKPI達成に果たす 貢献度は高いといえる。
 - 内閣府においては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」を策定・公表。ここでは、PDCAの各フェーズにおける「取り組むべきこと」(全21項目)を明示。これら「取り組むべきこと」の実施の有無が、KPIの達成に違いが生じるかについて分析。

●KPI目標を達成した事業の割合(「取り組むべきこと」の実施有無別)

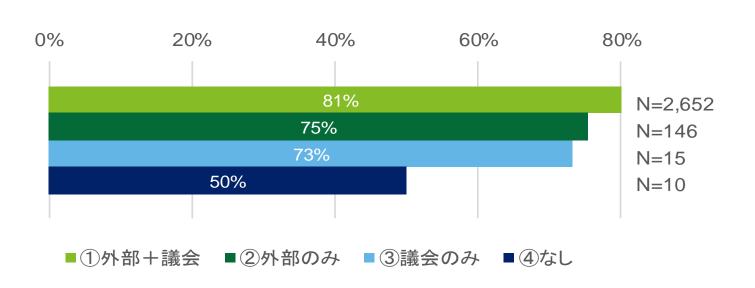


KPI達成状況の分析②

- 効果検証の実施方法が充実しているほど、KPI達成率が高い傾向。事業成果をあげるために は適切な効果検証が重要と言える。
 - 効果検証の実施方法(なし**→議会による検証のみ→外部委員会による検証のみ→外部委員会+議会による検証)によって、KPI達成率に差が出るかについて分析。

※効果検証を実施していないと回答した事業(10件)の理由を地方公共団体にヒアリングしたところ、①事業繰越による事業未実施(今後実施予定)、②全事業期間終了後に実施予定、③連携協議会への負担金拠出のみのため実施しない予定とのことであった。客観的な効果検証は重要な手続きであり、定期的に実施することを改めて求めていく。

●KPI目標を達成した事業の割合(効果検証の状況別)



平成31年度当初予算 地方創生推進交付金の交付対象事例(1)

事業名	マリンオープンイノベーションによる富づくり・人づくり推進事業	採択額	114,079千円
地方公共団体名	静岡県		
事業概要	従来からの基幹産業である輸送機械産業等に加え、恵まれた海洋資テクノロジーを核としたイノベーションを促進し、県経済を牽引する実現する。 実現する。 具体的には、研究機関、企業、金融機関など多様な主体が参画する研究施設とも連携した共同研究開発拠点(MaOI-PARK(仮称))を設サイエンスを促進するライブラリー、データベース環境の整備も行い的に生み出される体制を構築する。 その上で、水産・食品・創薬・環境エネルギー等の分野において、ため、民間事業化コンソーシアムに対する支援を実施することで、産	る多彩な産業の るネットワーク 設置するととも い、新たな研究 早期の成果倉	を製と創出を のもと、既存 に、オープン に、マが持続 別出を実現する

事業名	「選ばれる青森」の米、「稼ぐ」米産業構築事業	採択額	53,210千円
地方公共団体名	青森県		
事業概要	青森県産米は全国に通じる銘柄米がなく、市場の評価が低いことから、な据えると、米農家の所得向上を通じて担い手を確保することが喫緊の課題そのため、本事業では、水田1枚ごとに生産指導ができるICTシステムをに向けた実証試験等を実施し、高い生産技術を持った担い手の育成とブ米産業の構築を目指す。	となっている。 構築するほか	、新品種の導入

平成31年度当初予算 地方創生推進交付金の交付対象事例(2)

事業名	とちぎの観光発展推進事業	採択額	127,101千円
地方公共団体名	栃木県		
事業概要	栃木県は豊かな自然、優れた歴史・文化などの豊富な地域資源を存した観光地づくりの推進のために必要な専門人材の不足、外国人観光び国内外への発信力不足が課題となっている。 このため、栃木県の観光地域のブランドカ向上に向けたDMOの強応した多言語化・旅行商品のPR等を行い、豊富な観光資源を活かし発展する"とちぎ"を実現する。	光客の受入態勢 蛍化支援、イン	の環境整備及

事業名	健康経営・リカレントを核とした「人生100年時代」への挑戦プロジェクト	採択額	82,858千円
地方公共団体名	徳島県、徳島県那賀町(なかちょう)		
事業概要	働き盛り世代の健康への意識改革等を目的とした「健康アプリ」の導入、 ンター(仮称)」設置によるリカレント教育情報等の発信強化、高齢者や障 手の創出等を一体的に取り組むことにより、健全な労働力の維持・確保を 齢や障がいの有無等に関わらず健康で生き生きと活躍することのできる「 す。	がい者など地域 図るとともに、彡	の新たな担い B様な人材が年

平成31年度当初予算 地方創生推進交付金の交付対象事例 (3)

事業名	福山城築城400年を核とした地域活性化プロジェクト	採択額	18,008千円
地方公共団体名	広島県福山市(ふくやまし)		
事業概要	官民が協働して、福山城の周辺整備や福山城にかかる講演会や企画展福山城周辺の文化ゾーンや商店街の回遊性を高め、新たな賑わいを創りである縫製技術等の魅力に市民が親しむ機会を創出し、市民が福山に誇っている。 ※ 企業版ふるさと納利	出す。また、市の りと愛着を持っ ⁻	の観光資源の て暮らせるまち

地方創生拠点整備交付金について

地方創生拠点整備交付金(内閣府地方創生推進事務局)

30年度2次補正予算額 600億円 (事業費ベース 1,200億円)

事業概要•目的

〇<u>地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため</u>、地域の観光 振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援

する。これにより、<u>所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を</u> 活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② <u>KPI</u>を伴う<u>PDCAサイクル</u>を組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定



「PDCAサイクル」 の確立 事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に 確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就 業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の 消費拡大に効果的に結びつく施設

【手続き】

〇地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理 大臣が認定。

【執行柔軟化】

〇法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ

交付金(1/2)

都道府県 市町村 期待される効果

〇地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

執行柔軟化の経緯

平成29年度補正予算の編成に向けた緊急要請(抜粋) (全国知事会、平成29年11月7日)

「生産性革命」・「人づくり革命」の実現に向けた財源確保

1 国においては、地方における若者等の人材不足の深刻さに鑑み、今後、地方創生を進めていく観点から、「生産性革命」と「人づくり革命」の実現に資する施設整備等の取組みを各地域の実情に応じて、地方が自主的・主体的に、かつ機動的・弾力的に行うことができるよう、**交付金や基金の創設**など十分な予算措置を講ずること。

地方創生第2ラウンドへの提言 速やかに実行すべき地方創生推進施策 (全国知事会、平成30年7月)

7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

(地方創生拠点整備交付金の運用改善)

・ 対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とするとともに、既存施設への新規設備の導入等も交付 対象とすることや**基金事業**の対象範囲の拡大などの見直しをした上での今年度の予算措置

平成29年度補正予算において措置された、「生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金」において、第2回募集では、法令等に基づき一定の要件を満たす事業について、地方公共団体で基金を造成することを可能とすることで対応。平成30年度補正予算の「地方創生拠点整備交付金」においても、地方からの要望に対して、引き続き基金を造成することを可能とした。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。平成26年10月22日改正)

|補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抜粋)

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 (略)

2 補助金等が基金造成費補助金等(補助事業者等が基金事業等(**複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この頃において同じ。)の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。)に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。(略)**

基金造成費補助金等の活用に関する指針について(抜粋)(財務大臣通知)

- 1. 基金造成費補助金等の活用に当たっての考え方
 - 基金事業等については、(略)次の2つの性質をいずれも満たすものが該当する。
 - ① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、 弾力的な支出が必要であることその他特段の事情があること
 - ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的 な実施に必要であると認められること
 - 具体の事務又は事業がこれに該当するか否かについては、個々に判断することになるが、
 - ① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - ② 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
 - ③ 当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

については、これに該当するものと考えられる。

基金化に当たって設定する要件

改正政令等との関係

地方創生拠点整備交付金の申請要件である、「官民協働」「政策間連携」「地域間連携」の観点から、施設整備計画において、

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、 弾力的な支出が必要であることその他特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的 な実施に必要であると認められること

を前提として、「当該事業が他の事業の進捗に依存すること」の明記を求める。

- ○:事業実施に民間資金も活用しており、その民間の事業が交付金対象事業の実施にかかわらず行われる一方、交付金対象事業が民間事業の進捗に依存され、作業工程が左右される事業が該当する。
- ×:単に、用地取得や指定管理者の選定など、交付金対象事業そのものを行うために必要不可欠な 準備行為は該当しない。

その他厳格な管理との関係

- ✓ 客観性を担保するため、事業費4億円未満の事業についても、有識者審査の対象とする。
- ✓ 地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するためのものであり、2020年度中に事業が完了することを要件とする。
- ✓地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金の設置に当たっては、条例を制定し、既存基金の別勘定又は新規基金の造成を行うことで、厳格な区分経理を行う。
- ✓ 2020年度における事業実施(基金を取り崩して行う事業実施)の際も、施設整備計画の提出を求め、事業の進捗状況によっては、交付取消等の措置を講ずることとする。

平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の活用状況

	都這	道府県分	市区	区町村等分	É	計
	事業数	採択額	事業数	採択額	事業数	採択額
	(件)	(千円)	(件)	(千円)	(件)	(千円)
北海道	1	172,382	17	2,684,230	18	2,856,612
青森県	1	87,215	2	287,279	3	374,494
岩手県	2	870,097	1	28,887	3	898,984
宮城県	0	0	5	188,452	5	188,452
秋田県	0	0	1	19,258	1	19,258
山形県	0	0	7	1,508,073	7	1,508,073
福島県	1	7,128	4	331,263	5	338,391
茨城県	3	77,077	8	826,847	11	903,924
栃木県	2	207,845	5	376,571	7	584,416
群馬県	2	123,189	3	215,286	5	338,475
埼玉県	0	0	1	63,309	1	63,309
千葉県	0	0	2	285,459	2	285,459
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	1	159,011	3	212,118	4	371,129
新潟県	1	153,503	1	11,657	2	165,160
富山県	3	183,638	1	260,039	4	443,677
石川県	4	306,814	2	298,241	6	605,055
福井県	0	0	3	470,606	3	470,606
山梨県	0	0	2	54,151	2	54,151
長野県	0	0	21	1,905,876	21	1,905,876
岐阜県	6	437,280	1	49,988	7	487,268
静岡県	1	40,277	1	9,335	2	49,612
愛知県	3	186,709	3	343,595	6	530,304
三重県	0	0	6	794,279	6	794,279

	都		市区	医町村等分		合 計
	事業数	採択額	事業数	採択額	事業数	採択額
	(件)	(千円)	(件)	(千円)	(件)	(千円)
滋賀県	1	9,907	3	230,011	4	239,918
京都府	2	216,000	3	452,639	5	668,639
大阪府	0	0	1	51,243	1	51,243
兵庫県	7	932,942	3	348,752	10	1,281,694
奈良県	0	0	4	509,799	4	509,799
和歌山県	3	323,508	1	104,773	4	428,281
鳥取県	0	0	3	70,048	3	70,048
島根県	1	199,856	4	414,740	5	614,596
岡山県	1	96,678	2	55,235	3	151,913
広島県	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	1	54,923	1	54,923
徳島県	1	75,650	3	540,485	4	616,135
香川県	1	24,161	0	0	1	24,161
愛媛県	0	0	3	330,620	3	330,620
高知県	1	119,658	2	111,953	3	231,611
福岡県	4	252,684	5	309,043	9	561,727
佐賀県	1	64,399	0	0	1	64,399
長崎県	0	0	1	94,775	1	94,775
熊本県	1	157,411	6	726,108	7	883,519
大分県	0	0	3	294,128	3	294,128
宮崎県	0	0	3	529,427	3	529,427
鹿児島県	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0
合計	55	5,485,019	151	16,453,501	206	21,938,520

平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の交付対象事例(1)

事業名	外国人技能検定受験者の増加に対応した技能検定会場(岐阜県人材開発支援センター(第4棟))の整備	採択額	58,635千円
地方公共団体名	岐阜県		
事業概要	県内企業の多くは、人手不足が深刻化している一方で、定住外国人やにある。そのため、外国人技能実習生の技能検定の試験会場を拡充整備整備後は、試験会場としてだけではなく、同会場において製造業の労るなど、外国人も含めた県内の産業人材の育成を図り、労働者一人一人	備する。 働者を対象とし	た研修を実施す
事業名	農業者所得向上のための加工販売拠点整備計画	採択額	591,591千円
地方公共団体名	北海道上士幌町(かみしほろちょう)	•	•

事業概要

上士幌町の主要産業である農業は年々農家戸数が減少しており、生産品の付加価値を高めて農業者の所得の向上を図り、担い手を確保することが喫緊の課題となっている。

農畜産物直売所及び加工品販売拠点となる「農畜産物販売促進施設」を中心とした複合施設を 道の駅として新たに整備し、商品のPRや販売を促進することで、モノの価値や収益性を向上さ せ、町内経済の発展と農業者、事業者等の所得の向上と地域の活性化を目指す。

平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の交付対象事例 (2)

事業名	次世代に平和をつなぐ拠点整備事業	採択額	207,474千円
地方公共団体名	熊本県錦町(にしきまち)		
事業概要	太平洋戦争中に建築された人吉海軍空港基地の現存する施設を、 ひみつ基地ミュージアム」として整備している。 現状では大人数での修学旅行や団体客の受け入れが出来ないため、 学習スペースや戦争体験談動画等を上映するスペース等を有する施設 遺構観光の融合を深化させ、修学旅行客・団体客向けのツアーを実施 増加に寄与する。	新たに大人数 毀を整備し、平	和教育と戦争
	地域次海土 リンダナギロしょか々庄ウ L L 大法 L ロゼナのと 4 の地		
事業名	地域資源カーリングを活用した知名度向上と交流人口拡大のための拠 点整備プロジェクト	採択額	595,764千円
地方公共団体名	北海道北見市(きたみし)		
事業概要	北見工業大学の最先端スポーツ科学研究を実用化した、世界初となる通年型のカーリングホールを整備する。 国内外からの長期滞在型の合宿誘致等により、冬季間の交流人口の地 ビス業等の収益拡大、雇用創出等を図る。また、本施設は日本カーリング 獲得した女子カーリングチーム・LS北見(現・ロコ・ソラーレ)の新たなトレー ことから、カーリングをはじめとするスポーツ人口の拡大、地域の賑わい創	曽加を通じ、宿えず で上初となる! マニング拠点と	白業、飲食サー 五輪銅メダルを

※ 企業版ふるさと納税との併用を予定している事業

平成30年度補正予算 地方創生拠点整備交付金の交付対象事例(3)

事業名	秘境の未来を変えるイノベーション拠点施設整備計画	交付予定額	357,419千円
地方公共団体名	宮崎県椎葉村(しいばそん)		
事業概要	村の中心部に地域資源を活かした商品開発やIoT人材育成を行う laboratory)、テレワーク及びWEB会議のスペースや住民の交流ラウンジ る施設を整備する。 さらに、村外からの利用者向けに宿泊機能も備えており、企業の研修施 活用も可能であり、交流人口の拡大や地域の賑わい創出に寄与する。	がなど、多様な複	复合機能を有す

事業名	廃校を利用した地域活動拠点の整備計画	交付予定額	49,846千円
地方公共団体名	 北海道蘭越町(らんこしちょう)		
事業概要	地域住民にとってなじみ深く、地域の拠点として住民が足を運びや校をリニューアルし、地域活動の拠点とする。 町内会組織が主体となり、地域住民の集会やイベント、高齢者の制度 児童・生徒を対象とした「農業伝承塾」や若手や新規の就農者を対象 催など、多世代が集い、学ぶ場所として活用する。	息いの場として	の活用のほか、

会計検査における指摘事項

決算検査報告(会計検査)における不当事項(国会報告の対象)

平成28年度決算検査報告

<地方創生先行型交付金、地方創生推進交付金> 団体数 9団体(2県及び7市町) 不当金額 2億2,837万円

平成29年度決算検査報告

<地方創生先行型交付金、地方創生推進交付金> 団体数 20団体(3県及び17市町村) 不当金額 2億8,092万円

<指摘事項の概要>

ア)実施計画で定める事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用に交付金を充当していた事態

平成28年度決算検査報告: 6団体 2億2,029万円 平成29年度決算検査報告: 17団体 4,925万円

イ)計画策定段階の見込み誤りにより実施されなかった事業の経費や、実施計画に基づく事業に要する経費とは 認められない経費を交付対象事業費に含めていた事態

平成28年度決算検査報告 : 2団体 507万円 平成29年度決算検査報告 : 1団体 148万円

ウ)国の補助金の交付を受けている事業に交付金を充当していた事態

平成28年度決算検査報告: 1団体 300万円 平成29年度決算検査報告: 1団体 319万円

エ)基金を造成して事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用に交付金を充当していた事態

平成28年度決算検査報告: なし

平成29年度決算検査報告: 1団体 2億2,700万円



これらの会計検査院からの指摘を踏まえ、内閣府地方創生推進事務局長から全国の知事宛てに 再発防止のための通知を発出(平成30年12月5日付け)

地方創生関係交付金の今後のスケジュール

2019年度地方創生関係交付金第2回募集のスケジュール(予定)

地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金【非公共】 2019年4月24日 募集開始 事前相談期間(~5月24日) ※事前相談は募集開始前も受付可能 2019年6月10~12日 申請受付 審査期間 2019年8月上旬 採択事業の公表 2018年8月下旬 交付決定 (注) 地方公共団体の9月議会における補正予算案審議に間 に合うように交付決定。